資　料　編

1　法律・市の条例等との関係図

批准条約

- 障害者の権利に関する条約（平成２６年１月批准）

関連する主な法律

- 障害者基本法
- 児童福祉法
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）
- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）
- 身体障害者福祉法
- 知的障害者福祉法
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
- 発達障害者支援法
- 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）
- 障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）
- 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）
- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）
- 社会福祉法
- 社会福祉士及び介護福祉士法
- 介護保険法
- 学校教育法
- 成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）

関連する主な市の条例等

- 箕面市福祉のまち総合条例
- 箕面市まちづくり理念条例
- 箕面市市民参加条例
- 箕面市まちづくり推進条例
- 箕面市人権のまち条例
- 箕面市人権宣言

市の上位計画

- 第五次箕面市総合計画

本計画

- 第３次箕面市障害者市民の長期計画（みのお‘N’プラン）
- 第５期箕面市障害福祉計画・第１期箕面市障害児福祉計画

関連する主な市の計画等

- 第７期箕面市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
- 箕面市地域福祉計画
- 箕面市人権のまち推進基本方針
- 新箕面市人権教育基本方針
- 箕面市人権保育基本方針
- 第三次箕面市子どもプラン
- 箕面市就労支援基本計画
- 箕面市都市計画マスタープラン
- 箕面市住宅マスタープラン(2010)
- 箕面市交通バリアフリー基本構想
- 箕面市地域防災計画

2　関連する市の条例等

【箕面市福祉のまち総合条例（平成８年箕面市条例第８号）】

○施行年月日…平成８年(1996年) ４月１日

○概要…福祉のまちづくりのために、市・市民・事業者の責務を明らかにするとともに、施策の基本方針や市民福祉・地域福祉の推進を図るための方策等について定めている。

【箕面市まちづくり理念条例（平成９年箕面市条例第４号）】

○施行年月日…平成９年(1997年) ４月１日

○概要…基本的人権と良好な環境を大切にする風土をはぐくみ、市及び市民が協働してまちづくりを推進することを目的とし、市のめざすまちづくりの理念について定めている。

【箕面市市民参加条例（平成９年箕面市条例第５号）】

○施行年月日…平成９年(1997年) ４月１日

○概要…市と市民が協働し、地域社会の発展を図ることを目的とし、市民参加の推進に関する基本理念や市長・市民の責務等まちづくりにおける市民参加の基本的な事項について定めている。

【箕面市まちづくり推進条例（平成９年箕面市条例第２２号）】

○施行年月日…平成９年(1997年) ４月１日

○概要…安全で良好な市街地の形成を図り、もって魅力あるまちづくりの実現に寄与することを目的とし、計画的な土地利用と市民参加によるまちづくりの推進に関し基本となる事項について定めている。

【箕面市人権のまち条例（平成１５年箕面市条例第２９号）】

○施行年月日…平成１５年(2003年) ４月１日

○概要…一人ひとりの人権を尊重するまちの実現を図ることを目的とし、市・市民の役割及び施策の総合的な推進に関する事項について定めている。

【箕面市人権宣言（平成５年(1993年) １２月２２日採択）】

（全文引用）

わたしたち、みのお市民は、みどり豊かなわたしたちの街をこよなく愛しています。

この街に住み、この街で暮らすすべての市民がだれひとりとして「人権」を踏みにじられ、涙をこぼすことがあってはならないと願っています。

わたしたちはそのために、引きも切らずに続く「にんげんを否定する」ことがらに、しっかりと向き合いそれをなくすために行動したいと考えています。

このように、愛すること、願うこと、考えること、行動することは、みのお市民のたからかな誇りです。

わたしのために・あなたのために・みんなのために、にんげんの街みのおを育てます。

日本国憲法のこころ、市民の風で、ここ箕面市を「人権の街」として宣言します。

3　関連する市の計画等

【第五次箕面市総合計画】

○計画の期間…平成２３年度（2011 年度）～平成３２年度（2020 年度）

○計画の概要…本市のまちづくりの将来像やめざすまちの姿、それを実現するための基本方向などを明らかにしたもので、長期的な展望のもとで、計画的・効率的な行財政運営を進めていくための基本指針であるとともに、市民・事業者・行政などのさまざまな主体が協働によるまちづくりを進めていくために共有すべき指針としての役割を果たすものである。

○計画の構成…基本構想と基本計画の２部構成となっている。

基本構想は、すべての市民が共有する箕面市の将来都市像を定め、これを実現するためにめざすまちの姿と基本方向を示すもので、総合的かつ計画的なまちづくりの指針となるものである。

基本計画は、めざすべき将来都市像を実現するために、基本構想で設定した、めざすまちの姿と基本方向に沿って、必要な政策・施策を総合的・体系的に示すものであり、５年ずつ前期と後期に分けて策定している。

【第７期箕面市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画】

○計画の期間…平成３０年度（2018 年度）～平成３２年度（2020 年度）

○計画の概要…介護予防や高齢者の日常生活の支援を目的とする福祉施策と、要介護者等への支援を目的とする介護保険制度を総合的・一体的に推進するため、老人福祉法に規定する「老人福祉計画」、介護保険法に規定する「介護保険事業計画」を一体的に策定したものである。高齢者福祉事業及び介護保険事業の各施策の方向性を定めるとともに、介護保険料算定の基礎となる介護保険サービスの必要見込量やその他の事業の目標量等を示している。

【箕面市地域福祉計画】

○計画の期間…平成２３年度（2011 年度）～平成３２年度（2020 年度）

○計画の概要…社会福祉法第１０７条の規定に基づき、地域における福祉施策を総合的に推進していくための計画である。高齢者から子どもまで、障害のある人もない人も、誰もが住み慣れた地域の中で、互いに支えあいながら、その人らしく、安心して暮らせる地域コミュニティをつくっていく取り組みを、市民、事業者、社会福祉協議会、行政が協働で推進していくための基盤や体制等を示している。

【箕面市人権のまち推進基本方針】

○計画の期間…平成２３年度（2011 年度）～

○計画の概要…平成２２年度で期間が終了した「箕面市人権のまち推進基本方針」

の精神を引き継ぎ、「にんげんの街みのおを育てるために」をテーマに人権のまちの実現をめざすものである。

【新箕面市人権教育基本方針】

○計画の期間…平成２３年度（2011 年度）～

○計画の概要…箕面市幼稚園・学校の人権教育を総合的に推進するために策定したもので、「箕面市同和教育基本方針」、「箕面市障害児教育基本方針」、「箕面市在日外国人教育の指針」及び「箕面市人権教育基本方針」を発展的に継承しているものである。

【箕面市人権保育基本方針】

○計画の期間…平成１５年度（2003 年度）～

○計画の概要…人権を大切にする心を育てる保育を構築し、一人ひとりがかけがえのない存在として尊重され健やかな成長を育むための基本方針として定めたものである。

【第三次箕面市子どもプラン】

○計画の期間…平成２７年度（2015 年度）～平成３１年度（2019 年度）

○計画の概要…「箕面市新子どもプラン」（次世代育成支援対策行動計画（後期計画））を引き継ぎ、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援対策行動計画」を一体的に策定したものである。本市の子どもや子育て支援に関する具体的な施策の方向性を示している。

【箕面市就労支援基本計画】

○計画の期間…平成２０年度（2008 年度）～

○計画の概要…働く意欲がありながらも、様々な要因に阻まれ就労が困難となっている市民の就労を支援していくため、本市が取り組むべき基本的な方針と具体的な施策の方向性を定めるものである。

【箕面市都市計画マスタープラン】

○計画の期間…平成８年度（1996 年度）

○計画の概要…都市計画法に規定する「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として策定したもので、まちづくりの目標を「都市機能の充実した活力あるまちの実現」「市民本位の暮らしよいまちの実現」「地域個性のある文化的なまちの実現」「自然と調和したまちの実現」におき、これらを実現するための整備方針及び地域ごとのまちづくりの考え方・実施されるべき施策の方向を示している。なお、生活サービス機能を計画的に配置していくことをめざして平成２８年

（2016 年）２月に策定された「箕面市立地適正化計画」は、箕面市都市計画マスタープランに包含される計画である。

【箕面市住宅マスタープラン(2010)】

○計画の期間…平成２２年度（2010 年度）～概ね１０年後（平成３２年度を目標年度とする。）

○計画の概要…市民ニーズの多様化、人口構造の高齢化等社会情勢が大きく変化していること、大規模プロジェクトの進捗により都市構造が大きく変貌すると予測されることなどを踏まえ、本市の実情や特性に応じた住宅政策を推進するために策定したものである。地域特性に対応した住宅政策を推進するに当たっての基本方針を確立するとともに、住まいづくり・まちづくりを進める際の基本となる事項を定めている。

【箕面市交通バリアフリー基本構想】

○計画の期間…平成１６年度（2004 年度）～

○計画の概要…「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」及び同法に規定する基本方針に基づき、鉄道駅等の旅客施設とともに周辺の道路や駅前広場、通路等の連続した移動経路のバリアフリー化を行い、だれもが安心して安全に移動できるバリアフリー空間の整備をめざすため、鉄道駅及び周辺の地区を重点的に整備すべき地区として指定し、移動円滑化のための方針や具体的な施策を定めるものである。

【箕面市地域防災計画】

○計画の期間…平成９年度（1997 年度）～

（毎年検討を行い、必要に応じ修正）

○計画の概要…災害対策基本法の規定に基づき、市域に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関して、本市や防災関係機関が処理すべき事務や業務の大綱等を定めたものである。

4　障害者手帳所持者数等にかかる推計

（１）総人口

（単位：人）

年齢階層	平成 30 年（2018 年）	平成 31 年（2019 年）	平成 32 年（2020 年）
18 歳未満	24,973	25,135	25,297
18 歳以上	113,444	114,743	116,042
合計	138,417	139,878	141,338

（２）身体障害者手帳所持者数

（単位：人）

年齢階層	平成 30 年（2018 年）	平成 31 年（2019 年）	平成 32 年（2020 年）	人口千人あたり手帳所持者数（平成 29 年 4 月 1 日）
18 歳未満	152	153	154	6.09
18 歳以上	3,887	3,932	3,976	34.27
合計	4,039	4,085	4,130	29.16

（３）療育手帳所持者数

（単位：人）

年齢階層	平成 30 年（2018 年）	平成 31 年（2019 年）	平成 32 年（2020 年）	人口千人あたり手帳所持者数（平成 29 年 4 月 1 日）
18 歳未満	298	300	302	11.93
18 歳以上	697	705	713	6.14
合計	995	1,005	1,015	7.19

（４）精神障害者保健福祉手帳所持者数

（単位：人）

年齢階層	平成 30 年（2018 年）	平成 31 年（2019 年）	平成 32 年（2020 年）	人口千人あたり手帳所持者数（平成 29 年 4 月 1 日）
18 歳未満	30	30	31	1.21
18 歳以上	720	728	737	6.35
合計	750	759	767	5.42

（５）自立支援医療（精神通院）受給者数

（単位：人）

	平成 30 年（2018 年）	平成 31 年（2019 年）	平成 32 年（2020 年）	人口千人あたり受給者数（平成 29 年 4 月 1 日）
合計	1,888	1,908	1,928	13.64

（６）特定疾患医療受給者数

（単位：人）

年齢階層	平成 30 年（2018 年）	平成 31 年（2019 年）	平成 32 年（2020 年）	人口千人あたり受給者数（平成 29 年 4 月 1 日）
18 歳未満	11	11	11	0.44
18 歳以上	1,122	1,135	1,148	9.89
合計	1,133	1,146	1,159	8.18

5　本市の障害福祉施策の経緯

時 期	項 目
昭和 28 年度 （1953 年度）	● 箕面小学校に知的障害児学級「もみじ学級」開設
昭和 31 年度 （1956 年度）	● 第二中学校に知的障害児学級「あかつき学級」開設 ● 箕面市制施行
昭和 39 年度 （1964 年度）	● 萱野小学校に知的障害児学級開設 ● 無認可作業所「あかつき学園」開所
昭和 47 年度 （1972 年度）	● 西南小学校に肢体不自由児学級開設 ● 市費で、障害児介助員の配置と重度肢体不自由児の学校タクシー送迎制度を開始
昭和 48 年度 （1973 年度）	● 市立幼稚園（かやの幼稚園）で障害児の入園が始まる
昭和 49 年度 （1974 年度）	● 市立保育所（桜ヶ丘保育所）で障害児保育が始まる
昭和 51 年度 （1976 年度）	● 第三中学校に肢体不自由児学級開設
昭和 53 年度 （1978 年度）	● 知的障害者通所授産施設「箕面市立あかつき園」開設
昭和 55 年度 （1980 年度）	● 市に「国際障害者年推進本部」設置 ● 「箕面市障害者事業 10 ヵ年計画」策定
昭和 56 年度 （1981 年度）	● 国際連合による「国際障害者年」
昭和 57 年度 （1982 年度）	● 「豊能障害者労働センター」開所 ● 「箕面市障害児教育基本方針」策定
昭和 58 年度 （1983 年度）	● 箕面市立障害者福祉センター「ささゆり園」開設 ● 「箕面市福祉のまちづくり環境整備要綱」策定 ● ささゆり園で「心身障害児早期療育事業」開始 ● ささゆり園で「ささゆり作業所」運営開始
昭和 59 年度 （1984 年度）	● 市学童保育室で、障害児の受入れが始まる
昭和 60 年度 （1985 年度）	● 市と障害者団体等による「障害者の働く場づくり懇話会」設置
昭和 61 年度 （1986 年度）	● 「第三次箕面市総合計画」開始。（「障害者の働く場づくり推進事業」を最重点施策事業と位置づけ。） ● 「箕面市障害者雇用助成事業」を開始 ● 「（仮称）箕面市障害者事業団設立準備委員会」設置

時 期	項 目
昭和 62 年度 (1987 年度)	● 「(仮称)箕面市障害者事業団モデル事業推進協会」設置 ● 「箕面市障害児早期療育事業推進計画」策定
平成 2 年度 (1990 年度)	● 「財団法人箕面市障害者事業団」設立 ● 「箕面市福祉のまちづくりに関する市立施設の建設及び営繕指針」制定 ● 箕面手をつなぐ親の会が、知的障害者グループホームを開所
平成 4 年度 (1992 年度)	● 「箕面市保健福祉市民ニーズ調査」実施
平成 5 年度 (1993 年度)	● 「箕面市保健福祉計画」策定 ● 身体障害者通所授産施設「箕面市立ワークセンターささゆり」開設
平成 6 年度 (1994 年度)	● 「箕面市立知的障害者デイサービスセンター」開設(東部地域)
平成 7 年度 (1995 年度)	● 「箕面市障害者市民長期計画策定検討委員会」設置 ● 「箕面市在宅障害者自活訓練事業」開始 ● 「箕面市福祉のまちづくり重点地区整備計画」策定 ● 「箕面市障害者市民の長期計画（みのお‘N’プラン）」策定
平成 8 年度 (1996 年度)	● 「箕面市福祉のまち総合条例」施行 ● 「箕面市立総合保健福祉センター(みのおライフプラザ)」開設 ● 総合保健福祉センター内で「障害者ショートステイ事業」開始 ● 総合保健福祉センター分室で「早期療育事業」開始 ● 「箕面市障害者雇用支援センター」設立 ● 「箕面市障害者市民施策推進協議会」設置 ● 「福祉予約バス（ディマンドバス）」運行開始 ● 「箕面市重度身体障害者社会生活訓練事業」開始
平成 15 年度 (2003 年度)	● 「ふれあい就労支援センター」開設に伴い、同センター内に障害者雇用支援センターを拡大移転 ● 支援費制度施行（措置から契約へ） ● 「第２次箕面市障害者市民の長期計画（みのお‘N’プラン）」策定
平成 16 年度 (2004 年度)	● ささゆり園を再整備し、身体障害者デイサービス事業を開始 ● 知的障害者デイサービスセンター及び東部老人デイサービスセンターを、「箕面市立光明の郷ケアセンター」とし、一体的サービス提供基盤として再整備。 ● 「箕面市バリアフリー基本構想」策定

時 期	項 目
平成 18 年度 (2006 年度)	● 障害者自立支援法施行（３障害統一のサービスとなる） ● 「第２次箕面市障害者市民の長期計画(みのお‘N’プラン)改訂版」策定
平成 19 年度 (2007 年度)	● ワークセンターささゆりが障害者自立支援法制度へ移行 ● 光明の郷ケアセンターが障害者自立支援法制度へ移行
平成 20 年度 (2008 年度)	● 「第２次箕面市障害者市民の長期計画(みのお‘N’プラン)二訂版」策定 ● 「豊能北障害者就業・生活支援センター」開設
平成 21 年度 (2009 年度)	● 障害者雇用支援センターが障害者自立支援法制度へ移行 ● 市が「社会的雇用制度」の国制度化を、国等に要望
平成 22 年度 (2010 年度)	● あかつき園が自立支援法制度へ移行 ● 市が「社会的雇用モデル事業」の実施を、国等に要望
平成 23 年度 (2011 年度)	● 障害者基本法の改正(「インクルーシブ社会」の概念等が盛り込まれる) ● 国の障がい者制度改革推進会議総合福祉部会(箕面市長が構成員として参加)が「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」をまとめる ● 市内の福祉作業所等の制度移行が終了
平成 24 年度 (2012 年度)	● 障害者虐待防止法の施行 ● 障害児通所支援等が、児童福祉法に移管
平成 25 年度 (2013 年度)	● 障害者総合支援法の施行（難病患者等を障害福祉サービスの対象に追加） ● 障害者優先調達推進法の施行 ● 障害者差別解消法の制定 ● 国連障害者権利条約の批准 ● 市立小中学校のエレベーター設置が完了 ● 「第３次箕面市障害者市民の長期計画（みのお‘N’プラン）」策定
平成 26 年度 (2014 年度)	● 福祉予約バスに替わり、福祉有償運送モデル事業として「オレンジゆずるタクシー」の運行開始
平成 28 年度 (2016 年度)	● 障害者差別解消法の施行 ● 成年後見利用促進法の施行
平成 29 年度 (2017 年度)	● 基幹相談支援センターの市直営化 ● 「重度障害者のための生活介護事業所整備構想」策定

６　用語説明

●あんしん賃貸支援事業

高齢者、障害者、外国人等であることを理由とした入居拒否を行わない民間賃貸住宅（＝あんしん賃貸住宅）、これらの世帯の入居の円滑化や居住支援を行う団体（＝居住支援団体）およびあんしん賃貸住宅の仲介等により高齢者等の円滑な入居を支える宅地建物取引業者（＝あんしん賃貸住宅協力店）を都道府県に登録する制度。

●医療的ケア

医師の指示の下に行われる、日常生活を営むために必要な、喀痰吸引・経管栄養・導尿・服薬指導等の行為。

平成２４年（2012年）施行の「社会福祉士及び介護福祉士法」の改正により、介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等について、一定の条件の下に、口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内部の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養、経鼻経管栄養を実施できることとなった。

●医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター

医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参加し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりの推進を行う人材。国の基本指針や府の基本的考え方では、相談支援専門員や訪問看護師の活用が想定されている。

●インクルーシブ社会

障害者が、他の者と平等な選択の自由と、地域社会で生活する平等な権利を持ち、障害の有無によって分け隔てられることなく共生する、多様性を包摂（ほうせつ）した社会。

国連の「障害者の権利に関する条約」（日本は平成２６年(2014年)に批准）における重要な理念であり、「障害者基本法」（平成２３年(2011年)改正）及び「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成２５年(2013年)制定）においても、「合理的配慮」とともに、重要な理念として盛り込まれた。

●ケアマネジメント

主に地域社会の中で継続的なケアを提供する際に、サービス利用者の生活全般にわたるニーズと公私にわたる社会資源との間にたって、複数のサービスを適切に結びつけ、調整を図り、総合的かつ継続的なサービス提供を確保する機能。

●合理的配慮

障害は社会的障壁による生活上の制限であるとする、社会モデルの考え方に基づき、障害者を取り巻く社会的障壁を取り除くために行う環境整備等。

「障害者の権利に関する条約」では、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当

な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」と定義されている。

●支援教育（特別支援教育）

障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

平成１９年（2007年）４月の法改正により、「特別支援教育」が学校教育法に位置づけられ、発達障害を含む障害のあるすべての子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行うこととされた。

●児童発達支援センター

児童福祉法に規定された、障害児の支援を通所により行うための児童福祉施設。児童発達支援（就学前児童を対象とした療育）等を提供する福祉型児童発達支援センター、医療型児童発達支援（身体障害のある児童を対象とした療育と治療）等を提供する医療型児童発達支援センターの２類型がある。計画策定のための国の基本指針では、利用児童や保護者への支援を行うとともに、重層的な地域支援体制の構築のため、専門機能を活かし、保育所等訪問支援を行うなど地域の中核的な支援施設としての役割も期待されている。

●自立支援協議会

市町村及び都道府県が、地域における障害者等への支援体制の整備に関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として設置する機関。関係機関、関係団体及び関係者が、協議及び相互連携等を行う。

平成２５年度（2013年度）施行の障害者総合支援法において、名称が「自立支援協議会」から「協議会」に改められ、地域の実情に応じて名称を変更できることとされた。

●成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害等の理由で判断能力が十分でない人が、不利益を被ることのないように、財産や権利を守るための制度。あらかじめ本人が選ぶ後見人と契約をする「任意後見」と、家庭裁判所に申立てを行い、後見人の選定を受ける「法定後見」とがある。

●早期療育システム

母子保健事業等による早期発見・早期支援や市児童発達支援事業所あいあい園等における療育、保育園・幼稚園・認定こども園における支援保育・支援教育など、小学校入学までの関係機関連携による支援システム。

●地域包括ケアシステム

すべての市民の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れ

た地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域の包括的な支援やサービスを提供する体制。

●ノーマライゼーション

障害のある人もない人も、社会の一員として、互いに尊重し支え合いながら、地域の中でともに生活する社会こそが当たり前の社会であるという考え方。
日本においては、昭和５６年（1981年）の国連の国際障害者年を契機に普及し、この流れをふまえて、平成５年（1993年）に心身障害者対策基本法が大幅に改正され、障害者基本法と改められた。また、国の「障害者対策に関する新長期計画」（平成５年度(1993年度)～平成１４年度(2002年度)）の後期重点施策実施計画として、「障害者プラン～ノーマライゼーション７か年戦略～」（平成８年度(1996年度)～１４年度(2002年度)）が定められるなど、ノーマライゼーションは、障害者施策の基本理念とされた。

●パブリックコメント

行政機関（国、都道府県、市など）が国民の生活に大きく影響する制度などを定めるときに、最終的な意思決定を行う前にその素案を公表して意見・情報を募集し、寄せられた意見等を考慮して意思決定を行うとともに、提出された意見等に対する行政機関の考え方を取りまとめ、提出された意見等の概要と併せて公表する仕組み。

●バリアフリー

もとは、障害者や高齢者が社会生活をしていくうえで妨げとなる、段差等の物理的な障壁（バリア）をなくすという意味の建築用語。現在では、物理的な障壁に限らず、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面の障壁などを含め、障害者等の社会参加の妨げとなる、あらゆる障壁を取り除く意味で用いられる。

●福祉有償運送

ＮＰＯや社会福祉法人などの非営利法人等が、高齢者や障害者などの公共交通機関を使用して移動することが困難な人を対象に、通院、通所、レジャーなどを目的に有償で行う車による移送サービス。道路運送法第７８条第２項に規定する「自家用有償運送」の一類型である。

●法定雇用率

「障害者雇用率制度」として、障害者雇用促進法に基づき、事業主に対し、その雇用する労働者に占める障害者の割合が、一定率以上になるよう義務付けている割合。
法改正により、平成３０年度（2018年度）から、これまで民間企業２．０％、国、地方公共団体等２．３％だった法定雇用率が、民間企業２．２％、国、地方公共団体等２．５％に引き上げられるとともに、身体障害者及び知的障害者のみであった法定雇用率の算定基礎に精神障害者も加わることとなった。

●ユニバーサルデザイン

障害者や高齢者等を取り巻く、様々な障壁をなくしていくというバリアフリーの考

え方からさらに一歩進めて、まちづくりや商品デザインに関して、だれもが利用しやすい仕様を、あらかじめ取り入れておこうとする考え方。

●要約筆記

聴覚障害者のうち、手話をコミュニケーション手段としていない人に対する、有効なコミュニケーション手段の一つ。筆記により「早く・正しく・読みやすく」情報を伝達する方法。

障害者総合支援法に基づく市町村地域生活支援事業において、意思疎通支援事業として実施されている。

●要安否確認者名簿等災害関係名簿

【要安否確認者名簿】

重度障害者や独居高齢者など、自力での避難が困難な可能性があるかたを対象とした名簿。「箕面市災害時における特別対応に関する条例」に基づき作成される。平常時は避難所に封印保管され、大規模災害発生時は、市長の指示又は地区防災委員会役員３人以上の合議により地区防災委員会が開封し、名簿搭載者の安否確認を実施する。

【避難行動要支援者名簿】

重度障害者や要介護者など、自力での避難が困難で、避難のために特に支援が必要なかたを対象とした名簿。「災害対策基本法」に基づき作成される。平常時から消防団、警察署、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、地区防災委員会、自治会など地域防災計画で定めた関係者に名簿を提供し、支援体制を整え、災害時の支援につなげる。

【要継続支援者名簿】

医療的ケアの必要な独居障害者や高齢者など、継続的に福祉的・医療的ケアがなければ生命維持に支障をきたすかたを対象とした名簿。災害発生時は、支援継続の重要度が高い順に、行政が安否確認等を実施する。

支援継続の重要度が特に高いかたについては、個別状況をふまえた支援体制を構築するため、利用している福祉・医療サービスの情報等が盛り込まれた「個別支援計画」が作成される。

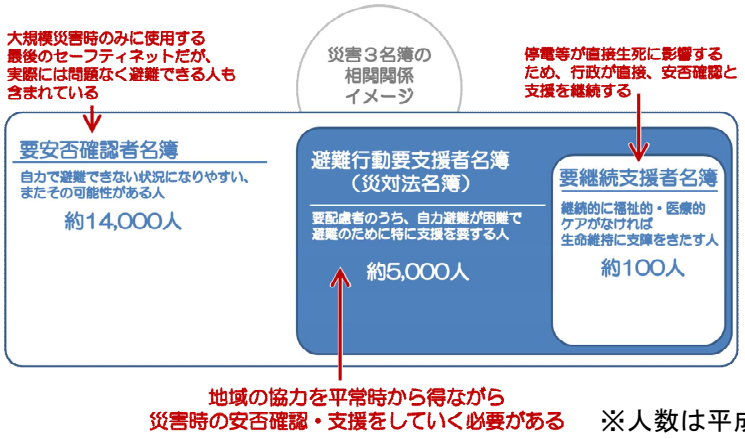

※人数は平成２８年度当初時点

7　障害福祉サービス及び障害児支援の実施内容と主な対象者

身 身体　知 知的　精 精神　難 難病　区分 障害支援区分の認定が必要

※実施内容及び対象者については全てを網羅するものではありません

（１）障害福祉サービス

●訪問系サービス

サービス名	実施内容	主な対象者
居宅介護	自宅で、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事の援助、通院等の介助を行います。	身 知 区分 精 難
重度訪問介護	自宅で、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事の援助、外出時における移動介護などを総合的に行います。	身 知 区分 精 難
行動援護	行動障害のあるかたに、行動の際に生じる可能性のある危険を回避するために、必要な援護や外出時の移動介護等を行います。	知 区分 精
同行援護	視覚障害のあるかたに、外出時に視覚的情報の支援（代筆・代読含む）や移動の援護、排せつ・食事等の介護等を行います。	身 区分
重度障害者等包括支援	対象者の心身の状態や介護者の状況、居住の状況等をふまえて作成された個別支援計画に基づき、必要な障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所、生活介護、共同生活援助等）を包括的に提供します。	身 知 区分 精 難

●短期入所サービス

サービス名	実施内容	主な対象者
短期入所	障害者支援施設やその他の施設で、短期間、入浴・排せつ・食事等の介護や日常生活上の支援を行います。	身 知 区分 精 難

●日中活動系サービス

サービス名	実施内容	主な対象者
生活介護	地域や入所施設で安定した生活を営むことが出来るよう、福祉施設で食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援や、生産活動等の機会を提供します。	身 知 区分 精 難
自立訓練（機能訓練・生活訓練・宿泊型自立訓練）	地域生活を営む上で必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや日常生活上の相談支援等を行います。	身 知 精 難
就労移行支援	一般企業等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行います。	身 知 精 難
就労継続支援Ａ型	通所により、雇用契約に基づく就労機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行います。	身 知 精 難
就労継続支援Ｂ型	通所により、就労や生産活動の機会を提供する（雇用契約は結ばない）とともに、一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合には、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行います。	身 知 精 難
就労定着支援	就労移行支援等を利用して一般就労したかたに就労先の企業や自宅への訪問等により、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。	身 知 精 難
療養介護	医療機関への長期入院による医学的管理のもとに、食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。	身 知 区分 難

●居住系サービス

サービス名	実施内容	主な対象者
共同生活援助（グループホーム）	共同生活住居において、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の必要な日常生活上の支援を行います。	身 知 区分 精 難
施設入所支援	夜間における入浴・排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。	身 知 区分 精 難
自立生活援助	単身で生活するかたの居宅を定期的に訪問し、食事、洗濯、掃除などに課題はないか、公共料金や家賃に滞納はないかなどについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。	身 知 精 難

●相談支援サービス

サービス名	実施内容	主な対象者
計画相談支援	対象者の心身の状況・環境等を勘案し、利用する障害福祉サービスの内容等についてサービス等利用計画を作成します。 また、計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、計画の見直しを行います。	身 知 精 難
地域移行支援	施設入所者や精神科病院に入院している人等が地域生活に移行するために、住居の確保や相談、その他必要な支援を行います。	身 知 精 難
地域定着支援	居宅において単身等で生活するかたと常時の連絡体制を確保し、障害特性に起因して生じた緊急事態等の際の相談、その他の必要な支援を行います。	身 知 精 難

（２）障害児支援

●通所系サービス（障害児通所支援）

サービス名	実施内容	主な対象者
児童発達支援	児童発達支援事業所等において、就学前児童を対象に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。	身 知 精 難
医療型児童発達支援	医療型児童発達支援センター等において、就学前児童を対象に児童発達支援及び治療を行います。	身
放課後等デイサービス	放課後等デイサービス事業所等において、授業の終了後、又は休業日に、就学児童を対象として生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進等を行います。	身 知 精 難

●訪問系サービス（障害児通所支援）

サービス名	実施内容	主な対象者
保育所等訪問支援	保育所その他の児童が集団生活を営む施設を訪問し、その施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援、その他の必要な支援を行います。	身 知 精 難
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障害児などの重度の障害児等で、児童発達支援を受けるために外出することが著しく困難な就学前の障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などを行います。	身 知 精 難

●相談支援サービス（障害児相談支援）

サービス名	実施内容	主な対象者
障害児相談支援	障害児通所支援を利用しているかたを対象に、対象者の心身の状況・環境等を勘案し、利用するサービスの内容等についてサービス等利用計画を作成します。 また、計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、計画の見直しを行います。	身 知 精 難

８　箕面市保健医療福祉総合審議会条例

（平成８年箕面市条例第９号）

（設置）

第１条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１３８条の４第３項の規定に基づき、箕面市保健医療福祉総合審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　審議会は、地域保健、地域医療及び地域福祉（以下「地域保健等」という。）について、市長の諮問に応じて調査審議し、答申するほか、地域保健等に関して講ぜられる施策の推進について、市長に意見を申し出ることができる。

（委員の定数）

第３条　審議会の委員の定数は、１９人とする。

（委員）

第４条　委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

一　学識経験者

二　医療関係者

三　市民

四　市内関係団体の代表者

五　関係行政機関の職員及び市の職員

２　前項第５号に該当するものとして任命された委員が同号に掲げる職を失った場合においては、委員の職を失う。

（任期）

第５条　委員の任期は、３年とする。ただし、再任を妨げない。

２　補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（臨時委員）

第６条　審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

２　臨時委員は、第４条第１項各号に掲げる者のうちから市長が任命する。

３　臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議に参与し、当該調査審議が終了するまでの間在任する。

（会長及び副会長）

第７条　審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（部会の設置）

第８条　審議会に特別の事項を調査審議させるため、必要に応じて部会を置くことが

できる。

（関係者の出席）

第９条　審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（報酬及び費用弁償）

第１０条　委員及び臨時委員の報酬及び費用弁償の支給に関しては、箕面市報酬及び費用弁償条例（昭和２９年箕面市条例第１０号）の定めるところによる。

（委任）

第１１条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附則　　省　略

９　箕面市保健医療福祉総合審議会条例施行規則

（平成８年箕面市規則第７号）

（趣旨）

第１条　この規則は、箕面市保健医療福祉総合審議会条例（平成８年箕面市条例第９号）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（会議）

第２条　箕面市保健医療福祉総合審議会（以下「審議会」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

２　審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

３　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　審議会の会議の内容が附属機関の会議の非公開の基準等を定める規則（平成９年箕面市規則第２５号）第２条に定める基準に該当する場合は、会議を公開しない。

（部会の設置）

第３条　審議会に次に掲げる部会を置く。

一　保健福祉計画部会

二　健康増進部会

三　障害者長期計画部会

四　地域福祉計画部会

（部会長等）

第４条　部会の委員は、審議会の意見を聴いて会長が指名する。

２　部会に部会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

３　部会長は、部会を総括し、部会において調査審議した事項を会長に報告しなければならない。

（委任）

第５条　この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則　　省　略

10　箕面市保健医療福祉総合審議会　諮問書

写

箕 健 政 第 ２ １ ６ 号
平成２８年(2016 年)１１月２４日

箕面市保健医療福祉総合審議会　会長様

箕面市長　倉　田　哲　郎

地域保健及び地域福祉の施策について（諮問）

急速な少子高齢化の進展に伴い、社会保障改革の検討が進められる一方で、市民の医療や保健福祉へのニーズは高度化、多様化しています。

そのような中、本市においては、「健康長寿のまちづくり」を進めており、元気な高齢者がその元気を維持・増進し、健康で生きがいを持って、はつらつと活躍・活動できるように、地域において様々な世代の市民がふれあう機会を創出し、多世代交流の活発化に取り組んでいるところです。さらに、障害者が働く事業所について、地域での認知度を高め、協力・応援する関係づくりを進めています。

また、市政運営の３本柱の一つである「安心・支えあい最優先」に基づく各種施策については、貴会の慎重な調査審議の結果を踏まえて策定した「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「障害者市民の長期計画（みのお‘N’プラン）」及び「地域福祉計画」といった各計画にも位置付け、その推進を図っているところです。

今後も、国の施策の動向を見極めつつ、市の現状を踏まえて、新しい時代に即した地域保健及び地域福祉の施策を形づくっていく必要があります。

つきましては、箕面市保健医療福祉総合審議会条例（平成８年箕面市条例第９号）第２条の規定に基づき、下記のことについて貴審議会の意見を求めます。

記

１　第７期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に関すること

２　第５期障害福祉計画に関すること

11　箕面市保健医療福祉総合審議会　答申書

写

平成３０年(2018 年)２月１３日

箕面市長　倉　田　哲　郎　様

箕面市保健医療福祉総合審議会
会　長　　黒　田　研　二

地域保健及び地域福祉の施策について（答申）

標記のことについて、平成２８年(2016 年)１１月２４日付け箕健政第２１６号をもって箕面市長から諮問のありました「地域保健及び地域福祉の施策について」のうち、「第７期箕面市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」及び「第５期箕面市障害福祉計画・第１期箕面市障害児福祉計画」に関し、本審議会において慎重に調査・審議いたしました結果、別添のとおりとりまとめましたので、下記の意見を附して答申いたします。

記

戦後生まれの人口規模が大きい世代が高齢者年齢を迎えたことに伴う高齢者世帯や社会構造・経済状況の変化により、生活困窮などの課題を抱えた世帯が増加しています。

このような状況をふまえて、国においては、複合化した課題を抱える世帯や個人を支援するため、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現に向けた取組を進めています。

その取組のひとつとして、「地域包括ケアシステム」の理念を普遍化し、高齢者のみならず、障害者や子どもなど生活上の困難を抱えるかたが地域において自立した生活を送ることができるよう、地域を「丸ごと」支える包括的な支援体制を構築し、切れ目のない支援を実現するために、2017 年度(平成２９年度)に社会福祉法等が改正されたところです。

箕面市においては、2025 年に４人に１人が高齢者という超高齢社会となり、すべての団塊の世代が７５歳以上となっていくことからも、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者がさらに増加することが予測されます。また、

今後１０年は、箕面市の人口増に併せて、障害者の増加も予想されます。これら対象者の増加は、高齢・障害サービスの需要がさらに増大することを示唆するものです。

以上の状況をふまえ、今回の「第７期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」においては、地域共生社会の推進と地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進により、高齢者が生きがいを持って安心して生活できる環境の実現に向け取り組むことが必要です。また、「第５期障害福祉計画・第１期障害児福祉計画」においては、障害者総合支援法等の改正による新しいサービスが創設されることをふまえ、サービス基盤の整備を積極的かつ主体的に進めるとともに、ハード・ソフト両面に渡る社会的障壁の除去に努め、障害者が住み慣れた地域で、その人らしく生活できるよう取り組むことが必要です。両計画の実績評価・進捗管理については、関係機関等と議論を進め、広く市民への周知が必要であると考えます。

なお、それぞれの計画策定・推進にあたって、特に留意すべき事項は次のとおりです。

共通　高齢者・障害者両施策に関すること

地域包括ケアシステムと地域共生社会の実現

第７期計画における日常生活圏域の見直し及び市直営地域包括支援センターの開設を最大限に活用するとともに、国が求める日常生活圏域ごとの生活支援コーディネータ機能及び協議体等の取組を充実させ、地域住民相互による支え合い活動と連携した地域包括ケアシステムを推進することが肝要です。

なお、地域包括ケアシステムは、高齢者の在宅での自立生活を支える仕組みとして提唱され構築が進められてきましたが、高齢者のみならず、障害はもとより疾病、就労、家族の状況など様々な要因により何らかの生活課題を抱えているすべての市民を対象に地域包括支援センターを核とした暮らしをサポートする仕組みの構築を進める必要があります。

また、地域における日常生活課題の解決に向けて、地域の多様な住民により支える「我が事・丸ごと」の意識の醸成を進め、地域共生社会の実現をめざしていく必要があります。

高齢者施策に関すること

１．在宅医療と介護の連携

医療・介護ニーズの高い高齢者が自宅に戻ってくるケースが今後ますます増加すると見込まれます。こうしたかたの在宅生活を支えるためには、在宅での看取りを視野に入れ、在宅医療の基盤充実とともに、在宅医療と介護の連携が 必要です。入院施設から退院後の療養生活へスムーズに移行し、関わる多職種者間の連携を強化し、病状の変化に対応できる後送病院を確保するなど、在宅医療を支

えるために市内の医療・介護サービス支援体制の整備に向けて必要となる具体的な取組を実施することが重要です。

２．自立支援・重度化防止等に資する施策の推進

介護保険制度の基本理念のひとつである「自立支援」をめざし、「自立支援、介護予防・重度化防止等の取組」を積極的に推進し、元気な高齢者を増やし、要支援・要介護認定率の上昇を抑制することにより、高齢者のＱＯＬが向上するとともに、介護サービスにかかる費用の軽減が図られ、結果として介護保険料の上昇を抑制することが可能になります。そのためには、計画で設定した目標をＰＤＣＡにより着実に実施していくことが必要です。

障害者施策に関すること

１．市内サービス基盤の整備

障害者総合支援法の改正により、「就労定着支援」、「自立生活援助」、「居宅訪問型児童発達支援」及び「共生型サービス」といった医療的ケア児や高齢障害者を含む様々な状態像のかたの地域生活を支援するサービスが新たに創設されます。2018 年(平成３０年) ４月からの施行にあたっては、法改正の趣旨をふまえ、円滑に各サービスを利用できるよう、サービス提供体制の整備を図るとともに、制度の周知に努める必要があります。

また、2025 年を見据えた中・長期的な視点での施設整備目標を示した「重度障害者のための生活介護事業所整備構想（たたき台）（2017 年(平成２９年) ６月策定）」に基づき、本計画期間中においても、新施設の整備を早急に進め、地域生活支援拠点の整備と併せて障害者の日中活動の場のさらなる充実に努める必要があります。

２．社会的障壁の除去

障害者権利条約の批准等により、障害者の社会的障壁の除去がより一層求められています。2016 年(平成２８年)に障害者差別解消法が施行され、様々な場面における合理的配慮の提供が進められています。

箕面市においても、地域の障害者理解や差別解消、合理的配慮の提供促進に努める必要があります。

なお、2017 年(平成２９年)から検討を進めている、ろう者等聴覚障害者をはじめとする意思疎通に困難を抱える障害者に対する支援等に関する条例については、引き続き障害者市民施策推進協議会等で丁寧に検討を進めるべきと考えます。

12　箕面市保健医療福祉総合審議会　開催状況（計画関連）

開催日	審議案件
平成２８年度　第１回 平成２８年１１月２４日	１　諮問について ２　審議会のスケジュール等について ３　第６期箕面市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の進捗状況について ４　第４期箕面市障害福祉計画の進捗状況について
平成２９年度　第１回 平成２９年８月４日	１　第７期箕面市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について ２　第５期箕面市障害福祉計画・第１期箕面市障害児福祉計画について ３　（仮称）手話言語及びその他の意思疎通のための手段の利用促進条例について
平成２９年度　第３回 平成２９年１１月２７日	１　第５期箕面市障害福祉計画・第１期箕面市障害児福祉計画について ２　第７期箕面市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について
平成２９年度　第４回 平成３０年２月１日	１　第５期箕面市障害福祉計画・第１期箕面市障害児福祉計画について ２　第７期箕面市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について ３　地域保健及び地域福祉の施策についての答申（案）について

13　箕面市保健医療福祉総合審議会　委員名簿

任期：平成２８年１１月２４日から

選出区分	氏名	所属等	備考
学識経験者	黒田　研二	関西大学人間健康学部　教授	
	明石　隆行	種智院大学人文学部　教授	
	内藤　義彦	武庫川女子大学生活環境学部　教授	
	松端　克文	桃山学院大学社会学部　教授	
医療関係者	石井　正治	箕面市医師会	
	首藤　弘史	箕面市医師会	
	徳岡　修	箕面市歯科医師会	
	林　良紀	箕面市薬剤師会	
市民	冨原　美恵子	市民	
	三宅　昌代	市民	
市民関係団体の代表者	石田　良美	箕面市社会福祉協議会	
	山内　照和	箕面市民生委員児童委員協議会	
	堀尾　清治	箕面市老人クラブ連合会	平成２９年８月３日まで
	奥田　一夫	箕面市老人クラブ連合会	平成２９年８月４日から
	西尾　英子	箕面市障害者市民施策推進協議会	平成２９年８月３日まで
	川部　三郎	箕面市障害者市民施策推進協議会	平成２９年８月４日から
	安達　弘	大阪府社会福祉協議会老人施設部会	
行政関係	大原　俊剛	大阪府池田保健所	
	田村　信司	箕面市立病院	

14　箕面市障害者市民施策推進協議会開催要綱

（平成１７年箕面市訓達第４２号）

（開催）

第１条　障害者市民に関する施策の推進に資する事項を検討するため、箕面市障害者市民施策推進協議会（以下「協議会」という。）を開催する。

（検討事項）

第２条　協議会の検討事項は、次に掲げる事項とする。

（１）障害者市民の団体、関係団体及び関係行政機関との連絡調整に関すること。

（２）障害者市民の福祉の施策推進に関すること。

（３）障害者市民の福祉に関する調査及び研究に関すること。

（４）障害者計画及び障害福祉計画の策定に関すること。

（５）前各号に掲げるもののほか、障害者市民に関する施策の推進に関すること。

（構成）

第３条　協議会は、別表に掲げる者をもって構成する。

（座長）

第４条　協議会に、座長を置く。

２　座長は、構成員の中から互選により選出する。

３　座長は、会務を総理する。

４　座長に事故があるとき又は欠けたときは、座長があらかじめ指名する構成員がその職務を代理する。

５　座長の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

（会議）

第５条　協議会の会議は、座長が招集する。

２　座長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

（報告）

第６条　協議会は、検討事項について整理した内容を必要に応じて市長に報告することができる。

（専門部会）

第７条　協議会は、検討事項に係る専門的な事項を検討するため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

（庶務）

第８条　協議会及び専門部会の庶務は、健康福祉部障害福祉課が行う。

（委任）

第９条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、座長が会議に諮って定める。

別表及び附則　　省　略

15　箕面市障害者市民施策推進協議会 開催状況（計画関連）

開催日	審議案件
平成２９年度　第２回定例会 平成２９年７月１９日	第５期箕面市障害福祉計画について ● 策定のスケジュール ● 計画の概要
平成２９年度　第３回定例会 平成２９年９月２７日	第５期箕面市障害福祉計画について ● 第４期計画の実施状況 ● 第５期計画の全体構成 ● 第５期計画における重点施策
平成２９年度　第１回計画部会 平成２９年１０月６日	第５期箕面市障害福祉計画について ● 障害福祉サービス等の内容と見込量
平成２９年度　第２回計画部会 平成２９年１０月２６日	第５期箕面市障害福祉計画について ● 分野別施策の行動目標 ● 計画の推進体制と進行管理
平成２９年度　第４回定例会 平成２９年１１月１５日	第５期箕面市障害福祉計画について ● 計画のたたき台
平成２９年度　第５回定例会 平成３０年１月３０日	第５期箕面市障害福祉計画策定に関する附帯意見について

16　箕面市障害者市民施策推進協議会　構成員等名簿

任期：平成２９年７月１日から

氏名	所属等
川部　三郎	箕面市身体障害者福祉会代表
坂口　かつこ	箕面手をつなぐ親の会代表
五十嵐　典子	箕面市肢体不自由児者父母の会代表
誓山　富雄	箕面市精神障害者家族会みのお会代表
今井　雅子	公募市民（肢体不自由者）
上田　一裕	公募市民（視覚障害者）
谷口　学	公募市民（聴覚障害者）
宮坂　由美子	公募市民（精神障害者）
原野　元希	公募市民（一般）
金田一　尚元	大阪府池田保健所代表
大道　広子	箕面市人権啓発推進協議会障害者部会代表
髙田　浩行	社会福祉法人箕面市社会福祉協議会代表
三阪　義英	社会福祉法人あかつき福祉会代表
野田　泰弘	一般財団法人箕面市障害者事業団代表
片野坂　和幸	特定非営利活動法人箕面市障害者の生活と労働推進協議会代表
岡本　直美	社会福祉法人息吹代表
新居　良	障害者事業所代表
村田　尚記	健康福祉部副部長
岡　裕美	教育委員会事務局子ども未来創造局副部長
羽藤　隆	オブザーバー（箕面市身体障害者福祉会）
名渕　須和子	オブザーバー（箕面手をつなぐ親の会）
千馬　外代美	オブザーバー（箕面市肢体不自由児者父母の会）
永田　よう子	オブザーバー（障害者事業所）

17　箕面市自立支援協議会設置要綱

（平成１９年３月２９日箕面市訓令第２６号）

（設置）

第１条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下「法」という。）第８９条の３第１項の規定に基づき、障害者等（障害者又は障害児をいう。以下同じ。）への支援の体制の整備を図るため、箕面市自立支援協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（協議事項等）

第２条　協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

２　協議会は、市が法第８８条第１項に規定する市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合は、市の求めに応じて協議を行うものとする。

（構成員）

第３条　協議会は、障害者等への支援を行う関係機関及び関係団体、障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者のうちから、市長が指名する者（以下「構成員」という。）をもって構成する。

２　構成員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

３　補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

（部会の設置）

第４条　協議会は、第２条に規定する協議を円滑に行うため、部会を設置することができる。

（秘密の保持）

第５条　構成員は、協議会において知り得た秘密を漏らしてはならない。構成員がその職を退いた後も、同様とする。

（庶務）

第６条　協議会の庶務は、健康福祉部障害者支援室において行う。

（委任）

第７条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附則　　省　略

18　箕面市自立支援協議会 開催状況（計画関連）

開催日	審議案件
運営会議 平成２９年５月２４日	第５期箕面市障害福祉計画について ● 策定のスケジュール ● 計画の概要
権利擁護部会 平成２９年８月４日	第５期箕面市障害福祉計画について ● 策定のスケジュール ● 計画の概要
相談支援部会 平成２９年９月１３日	第５期箕面市障害福祉計画について ● 第４期計画の実施状況 ● 障害福祉サービス等の内容と見込量
地域移行・定着支援部会 平成２９年９月２１日	第５期箕面市障害福祉計画について ● 第４期計画の実施状況 ● 障害福祉サービス等の内容と見込量

※９月から１１月の間に会議の開催がなかった権利擁護部会と就労系通所事業所情報交換会においては、メールで意見を聴取。

19　箕面市自立支援協議会　構成員等名簿

任期：平成２９年４月１日から

（運営会議）

氏名	所属団体等
池間 圭子	ライフタイムミント
切通 晃	パオみのお
古川 伸吾	ウイズ
下司 良一	豊能北障害者就業・生活支援センター
井澤 恵美	教育委員会事務局子ども未来創造局子どもすこやか室 総合保健福祉センター分室
宮部 晃子	教育委員会事務局子ども未来創造局人権施策課
松浦 和平	社会福祉法人箕面市社会福祉協議会

（相談支援部会）

構成団体等
ライフタイムミント
パオみのお
ウイズ
支援センターい～な
相談支援センターみーな
ドリームケア相談支援センター
光明の郷相談支援センター「はくしま」
相談支援事業所「チャレンジみのお」
相談るうぷ
あじさい箕面ケアセンター
社会福祉法人箕面市社会福祉協議会
教育委員会事務局子ども未来創造局子どもすこやか室

（地域移行・定着支援部会）

構成団体等
大阪府池田保健所
パオみのお
ライフタイムミント
支援センターい～な
相談支援センターみーな
医療法人社団澄鈴会　箕面神経サナトリウム
医療法人清順堂　ためなが温泉病院
訪問看護ステーション パラレル
訪問看護ステーション・Art de vivre（アールドビーブル）

社会福祉法人箕面市社会福祉協議会
箕面市健康福祉部高齢福祉室
箕面市健康福祉部生活援護室

（権利擁護部会）

構成団体等
大阪府池田保健所
箕面市身体障害者福祉会
箕面市肢体不自由児者父母の会
箕面手をつなぐ親の会
箕面市精神障害者家族会みのお会
箕面市民生委員児童委員協議会
ライフタイムミント
パオみのお
ウイズ
支援センターい～な
相談支援センターみーな
ドリームケア相談支援センター
光明の郷相談支援センター「はくしま」
相談支援事業所「チャレンジみのお」
相談るうぷ
あじさい箕面ケアセンター
社会福祉法人箕面市社会福祉協議会

（就労系通所事業所情報交換会）

市内就労系（就労移行支援、就労継続支援Ａ型、就労継続支援Ｂ型）事業所、豊能北障害者就業・生活支援センター、相談支援事業所で構成されています。

20　箕面市支援連携協議会設置要綱

（平成２２年６月４日箕面市教育委員会教育長訓達第５号）

（趣旨）

第１条　箕面市における学びや育ちに支援の必要な幼児・児童・生徒や保護者への相談支援に関わる教育・福祉・医療・保健・労働などの関係部局の連携協力を円滑にするためのネットワークの構築と総合的な相談支援体制の確立を図ることを目的とする箕面市支援連携協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（事業）

第２条　協議会は、前条の目的達成のため次の事項について協議を行う。

(1)　学びや育ちに支援の必要な幼児・児童・生徒に対する支援体制に関すること。

(2)　関係機関との連携に関すること。

(3)　支援教育に関する啓発に関すること。

(4)　その他前条の目的達成のために必要と認めること。

（協議会）

第３条　協議会の委員は、別表第１のとおりとする。

２　協議会に会長を置き、箕面市教育委員会事務局子ども未来創造局人権施策課長の職にある者をもって充てる。

３　会長は、協議会を招集し、その議長となる。

４　会長は、必要があると認めるときは、協議会に前条の構成員以外の出席を求め、意見を聴くことができる。

（部会）

第４条　関係機関との調整・各事例における課題の検討や情報の交流など具体的な検討を行うため、協議会に、次に掲げる部会を設置する。

(1)　校種間連携部会

(2)　地域生活支援部会

２　前項の部会の部会員は、別表第２のとおりとする。ただし、必要に応じ、協議会の会長が関係者の出席を求めることができる。

３　第１項の部会に部会長を置き、部会長は部会員の互選で選出する。

４　部会での検討結果は、協議会に報告するものとする。

（庶務）

第５条　協議会及び部会の庶務は、箕面市教育委員会事務局子ども未来創造局人権施策課が行う。

附則及び別表　　省　略

21　箕面市支援連携協議会 開催状況（計画関連）

開催日	審議案件
平成２９年１１月２７日	第１期箕面市障害児福祉計画について ● 障害福祉サービス等の内容と見込量

22　箕面市支援連携協議会　構成員等名簿

任期：平成２９年４月１日から

氏名	所属団体等
新澤　伸子	武庫川女子大学文学部心理・社会福祉学科教授
西浦　由夏	大阪府立豊中支援学校長
大角　正弘	大阪府立箕面支援学校長
野本　淳子	箕面市立小中学校校長会代表（萱野東小学校長）
河村　有紀	箕面市立幼稚園園長会代表（せいなん幼稚園長）
河野　規子	箕面市立保育所所長会代表（東保育所長）
山本　威久	箕面市立病院医療関係者代表（箕面市立病院副院長）
菅原　かおり	健康福祉部障害者支援室長
柴田　大	子ども未来創造局人権施策課長
江口　寛	子ども未来創造局男女協働・家庭支援室長
尾崎　勝彦	子ども未来創造局教育センター所長
戸島　明	子ども未来創造局子育て支援課長
今中　美穂	子ども未来創造局幼児教育保育室長
山田　睦美	子ども未来創造局子どもすこやか室長
井澤　恵美	子ども未来創造局子どもすこやか室 総合保健福祉センター分室長
溝川　喜美子	箕面市立小学校支援学級保護者会連絡会代表（ゆうやけの会）
藤原　巴絵	箕面市中学校障害児ＰＴＡ連絡協議会代表（つばさの会）
片野坂　和幸	特定非営利活動法人箕面市障害者の生活と労働推進協議会
下司　良一	豊能北障害者就業・生活支援センター長